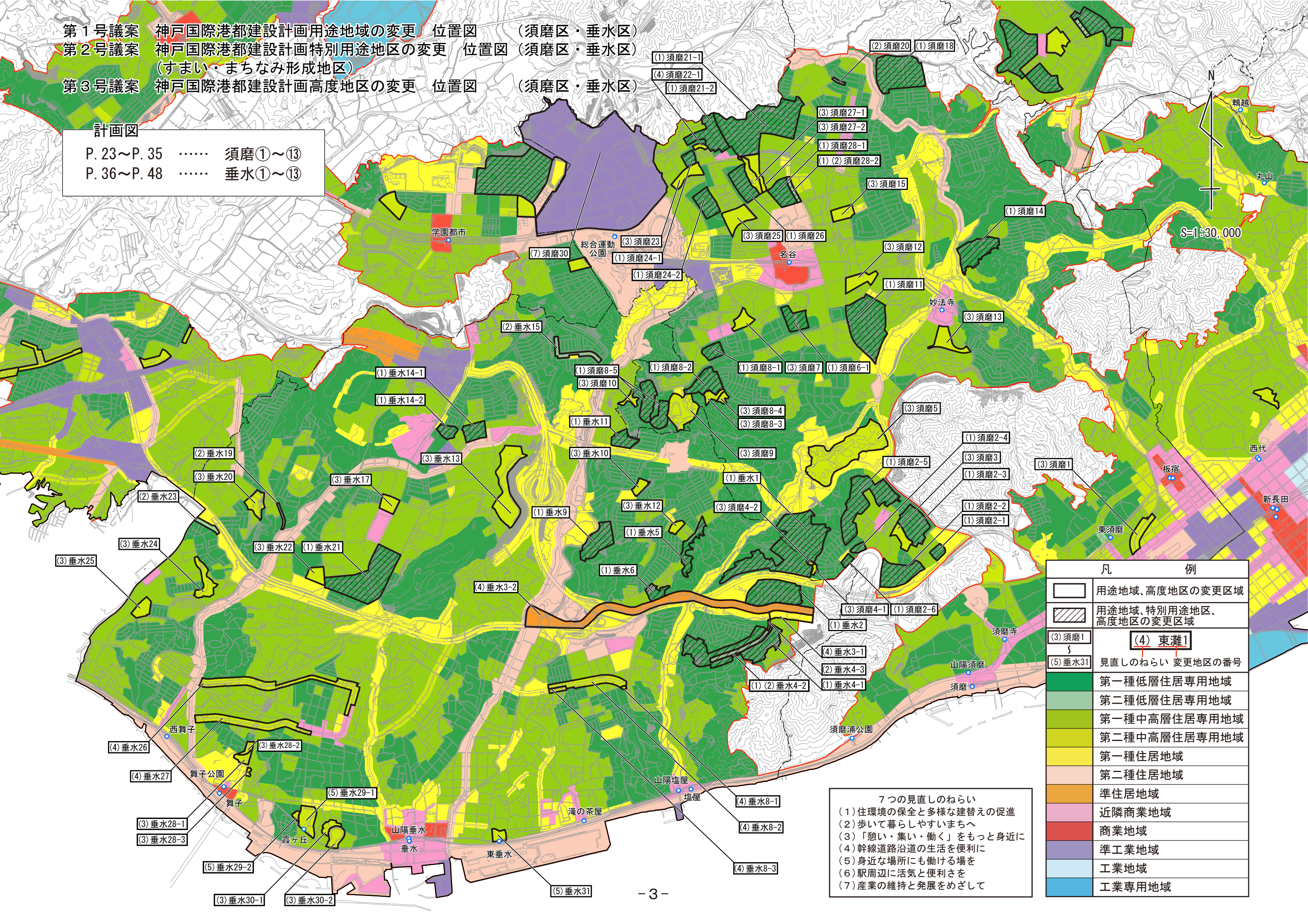


第1号議案 神戸国際港都建設計画用途地域の変更 位置図 (須磨区・垂水区)
 第2号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更 位置図 (須磨区・垂水区)
 (すまい・まちなみ形成地区)
 第3号議案 神戸国際港都建設計画高度地区の変更 位置図 (須磨区・垂水区)

計画図

P. 23~P. 35 須磨①~⑬
 P. 36~P. 48 垂水①~⑬



凡 例	
	用途地域、高度地区の変更区域
	用途地域、特別用途地区、高度地区の変更区域
(3) 須磨1	(4) 東灘1 見直しのねらい 変更地区の番号
(5) 垂水31	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

7つの見直しのねらい
 (1) 住環境の保全と多様な建替への促進
 (2) 歩いて暮らしやすいまちへ
 (3) 「憩い・集い・働く」をもっと身近に
 (4) 幹線道路沿道の生活を便利に
 (5) 身近な場所にも働ける場を
 (6) 駅周辺に活気と便利さを
 (7) 産業の維持と発展をめざして